

2024(令和6年)1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等一覧

2024年3月31日現在

告示番号	掲載年月日	件名	根拠法令	関連告示
総務省告示第6号	令和6年1月16日	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互認証の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件 ※特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互認証の実施に関する法律	※	-
総務省告示第7号	令和6年1月16日	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互認証の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件 ※特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互認証の実施に関する法律	※	-
総務省告示第8号	令和6年1月16日	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互認証の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件 ※特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互認証の実施に関する法律施行規則	※	平成19年 総務省告示第638号
総務省告示第9号	令和6年1月16日	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互認証の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件 ※特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互認証の実施に関する法律施行規則	※	平成19年 総務省告示第640号
総務省告示第10号	令和6年1月16日	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互認証の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件 ※特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互認証の実施に関する法律	※	-
総務省告示第17号	令和6年1月19日	電気通信事業法第十二条の二第四項第二号口の電気通信設備を指定する件の一部を改正する件	電気通信事業法施行規則	平成28年 総務省告示第104号
官庁報告	令和6年2月7日	アマチュア局の保証実施者の業務の終了について	-	-
総務省告示第38号	令和6年2月26日	登録証明機関の住所の変更にに関する件	電波法	-
総務省告示第50号	令和6年3月6日	指定較正機関の住所変更の届出に関する告示	電波法	-
総務省告示第51号	令和6年3月6日	登録証明機関の名称及び住所並びに事務所の所在地の変更にに関する件	電波法	-
総務省告示第52号	令和6年3月6日	登録認定機関の名称及び住所並びに事務所の所在地の変更にに関する件	電気通信事業法	-
総務省告示第53号	令和6年3月6日	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則	平成15年 総務省告示第460号
総務省告示第54号	令和6年3月6日	技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字等を定める件の一部を改正する件	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則	平成16年 総務省告示第94号

2024(令和6年)1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等一覧

2024年3月31日現在

告示番号	掲載年月日	件名	根拠法令	関連告示
総務省告示第56号	令和6年3月8日	無線従事者規則第六条及び第七条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件	無線従事者規則	-
総務省告示第57号	令和6年3月8日	電気通信主任技術者規則第十条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件の制定について	電気通信主任技術者規則	-
総務省告示第62号	令和6年3月14日	電波法施行規則別表第四号の三第五号の規定に基づき、無線設備等保守規程の変更認定を要しない軽微な変更事項を定める件	電波法施行規則	-
総務省告示第63号	令和6年3月14日	放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件	放送法施行規則	-
総務省告示第64号	令和6年3月14日	放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件	放送法施行規則	-
総務省告示第102号	令和6年3月28日	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件	電波法 電波法施行令	-
総務省告示第103号	令和6年3月28日	電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件	電波法 電波法施行令	昭和41年 郵政省告示第642号等
総務省告示第108号	令和6年3月29日 (令和6年4月1日施行)	放送法第二十条の二第一項第一号及び第二項の規定に基づき、指定地上基幹放送地域を定める件	放送法	-
総務省告示第109号	令和6年3月29日 (令和6年4月1日施行)	指定放送対象地域を指定する件	放送法	平成27年 総務省告示第160号